

団体交渉に応じないのは 不当労働行為だ！！

2011年4月28日21時ころ、東京仕業検査車両所の夜勤で働いていた組合員に「忌引き」が発生しました。当直助役は、社員を帰宅させる判断が出来ず科長に電話をしてどうしたらよいかを確認しました。科長は「代替え要員が確保するまで帰宅させるな」といって21時以降もその組合員は業務をこなしていたのです。この組合員は「母親が亡くなったので自宅に帰してほしい」と管理者に何度も申し出ていますが、29日の1時以降まで帰宅させなかったのです。

新幹線地本としても、「忌引き」が発生しているにも関わらず帰宅させなかったことに対し問題であるとして新幹線鉄道事業本部に申37号で「団体交渉を開催せよ！！」と申し入れを行ってきました。

また、JR東海労本部としても「労働協約に関わるものとして」団体交渉の申し入れを行ってきました。

更に、新幹線地本は現場の東京車両所分会の副委員長と共に、東京都労働相談情報センターを訪ね、JR東海会社の東京仕業検査車両所の社員の「忌引き」問題に対して相談に行ってきました。

そこでの東京労働相談情報センターの担当者の話は『法律的に考えられるのは、今までの労使間の慣行で「喪」の申し出があれば「忌引き」を認めているという長年の慣行で運用されている、急に会社が「規定や労働協約」を持ち出して「会社が認めた場合は」という主張をするのであれば会社の権利の乱用であり、労働協約にも関わる問題である。今後のこともあるので団体交渉の事項である。団体交渉が開催されずに会社が一方的に押し切るのであれば不当労働行為・支配介入に当たる。』ということが言われました。

しかし、会社は新幹線地本の団体交渉の申し入れに対し「協約に基づいて扱った。違反はない。団体交渉事項ではない。」と窓口折衝で回答してきました。

本社・本部間においても同様な内容で「団体交渉」は行わないと回答してきました。

私たちJR東海労は、この「忌引き」問題に対し今後社員全体の問題にもなるため、働く仲間の声に基づき、闘っていきます！！